

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

～人事委員会委員長談話～

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定を勧告しました。
本委員会は、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握するため、6月から8月にかけて「職種別民間給与実態調査」を実施し、依然として厳しい経営環境に置かれている県内民間事業所における給与実態をもとに、人事院勧告や他の都道府県の状況及び職員給与が給与カットの影響を受けていることも勘案した上で、職員給与について検討を行いました。
- 2 職員給与については、平成18年度に実施した給与制度の見直しにより、それ以降年々下がってきています。しかしながら、県内の民間給与も下がっているため、職員給与は民間給与を上回った状況が続き、公民較差は縮小しているものの較差解消には至っていない状況にあります。
また、本県では平成15年度以降給与カットが実施されており、給与カット後における職員給与が民間給与を下回っている状況にあります。
昨今の地方公務員の給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については地域民間給与水準を反映させることが求められており、他の都道府県においても、多くの団体が地域民間水準を反映させた給与改定を勧告しています。
- 3 本委員会は以上の状況を踏まえて、現在本県で行われている給与カットが平成24年3月に期限を迎えることを機に、平成24年4月から、職員の給与水準については県内民間給与水準との均衡、「制度」・「構造」については国に準じることを基本とした勧告を行う必要があると判断し、県内民間事業所の厳しい給与実態から、月例給、特別給ともに引き下げるよう勧告いたしました。
- 4 この勧告に基づいた給与改定を実施することは、本来あるべき職員の給与水準を確保し、職員の努力や実績に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと考えます。また、県内民間給与水準との均衡を図ることは、職員給与に対する県民からの理解・信頼を深め、納得が得られるものと考えております。
県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう強く要請いたします。
- 5 職員の皆さんにおいては、平成15年度以降給与カットが実施される状況の下、行財政改革による限られた予算・人員の中で、多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されています。今後とも、県民全体の奉仕者として、効率的で質の高い行政サービスを提供するという責務を自覚し、県民の期待と要請に応えるため、使命感と誇りを持って引き続き職務に精励されることを期待いたします。
- 6 県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成23年10月24日

島根県人事委員会
委員長 中村 寿夫